

ふれあいの家えんや 運営規程

（目的）

第1条 この規定は、医療法人社団岡崎医院が設置するふれあいの家えんや（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 4 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明をする。
 - 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ふれあいの家えんや
- （2）所在地 広島県三次市十日市西三丁目13番1号

（職員の員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- （2）計画作成担当者 4名（常勤4名）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- （3）介護職員 17名（常勤13名・非常勤4名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。なお、夜間・深夜時間帯には、生活住居毎に常時1名の夜勤職員を配置する。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、2ユニット18名（全室個室）とする。

（介護の内容）

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- （2）日常生活上の世話
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得た上、交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、直接事業者介護保険給付が行われない場合、一旦一月当たりの料金の10割の支払いを受け、サービス提供証明書を発行する。利用者は、このサービス提供証明書を市に提出の上、差額の払い戻しを受ける。

- 2 次にあげる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 家賃
普通個室 日額1,800円
特別室 日額2,160円
生活保護 日額1,100円※1

- (2) 水道光熱費 日額450円

- (3) 食材料費 日額1,600円（朝300円 昼600円 タ700円）

- (4) 冬季暖房費 冬季（10月～4月） 日額300円

- (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用、実費

- (6) 施設管理費 月額13,000円（生活保護受給者のみ）※1

※1 生活保護住宅扶助基準額が見直された場合は、その基準に従って居住費部分の見直しをするものとする。

- 3 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者または、その家族に対して、該当サービス内容及び費用について文章で説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名（記名・押印）を受けることとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 事業の対象者は、介護保険法上の入居要件を満たしている者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 利用者は、管理者その他の職員による指導または、指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- (2) 利用者は、外出、外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- (3) 利用者は、事業所の整理整頓その他の環境衛生を保持するため、事業所に協力する。
- (4) 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

(災害対策)

第11条 事業所は、関係機関への通報及び連携体制を整備し、常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに、非常災害に関する具体的な計画をたて、これを従業者に徹底するとともに、年2回以上定期的に非常災害想定訓練を実施する。

(緊急時の対応)

第12条 利用者の身体的急変等により緊急な医療提供の必要が生じた場合は、速やかに協力医療機関に連絡し適切に対処する。また、利用者の家族に連絡し、その経過を記録する。

(医療連携体制及び重度化した場合の対応に係る指針)

第13条 24時間、協力医療機関と連携がとれる体制を整えるものとする。利用者が重度化し、看取りの必要が生じた場合には、協力医療機関及び、協力訪問看護ステーションと連携し、利用者及びその家族の希望する対処をする。

(秘密保持)

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 行政や居宅介護支援事業所等へ、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面（重要事項説明書や同意書）にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 事業者は、サービス提供にあたり、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限せざるを得ない場合は、本人及びその家族に説明し了解を得るとともに、その内容、目的、時間、期間、その際の入居者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。また、経過観察記録、検討記録等の整備や適切な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第19条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第20条 事業所は、利用者の使用する施設、設備、飲用水、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(運営推進会議)

第21条 ケアの質の向上や地域に開かれた事業運営を確保する観点から、利用者の家族や地域の関係者等を含めた運営推進会議を設置し、概ね2月に1回以上開催することとする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 事業所は、介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

3 事業所の会計は、他の事業所の会計と区分して処理する。

4 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改定 平成22年8月1日

改定 平成23年4月1日

改定 平成24年4月1日

改定 平成25年12月1日

改定 平成28年1月15日

改定 平成29年5月1日

改定 平成30年4月1日

改定 平成30年5月1日

改定 令和1年8月1日

改定 令和2年8月1日

改定 令和3年6月1日

改定 令和4年2月1日